

千葉県令和7年度学校法人会計基準研修会

学校法人会計基準の改正から 現在までの論点について

講師 公認会計士・税理士 松本香

I 負債性引当金

1 学校法人会計基準の改正（第11条2項）

- 退職給与引当金のほか引当金については、会計年度の末日において、将来の事業活動支出の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を事業活動支出として繰り入れることにより計上した金額を付するものとする
→「負債性引当金」を定義

2 学校法人会計基準の一部改正について（通知）【6高私参第27号】

通知のポイント

- 改正の趣旨
- 負債性引当金の計上要件
- 令和7年度に初めて設定する際の勘定科目

I 負債性引当金

3 負債性引当金の計上の4つの要件（通知より）

- ① 将来の特定の事業活動支出にあたるか
 - 次年度以降に事業活動支出が見込まれる
- ② その発生が当該会計年度以前の事象に起因しているか
 - 支出の原因が当年度以前である
- ③ 発生の可能性が高いか
- ④ 金額を合理的に見積もり可能か

4 実務上の論点（令和8年3月期）

- 改正後初の決算期として、賞与引当金が主要な論点に
- 今後、その他の負債性引当金も議論対象となる可能性

Ⅱ 賞与引当金

1 基本的な考え方

- 学校法人と教職員との雇用契約に基づいて賞与を支給する際に、支給対象期間が当年度に帰属する部分の支給予想額について、負債性引当金として貸借対照表の流動負債に計上
- 学校法人では、主に「夏の賞与について支給見込額のうち3月までに対応する部分について計上される金額」が想定される

2 賞与引当金計上のポイント（令和8年3月期）

- 各学校法人が、負債性引当金の4つの要件を満たすかを検討して判断
 - ① 将来の特定の事業活動支出にあたるか
 - ② その発生が当該会計年度以前の事象に起因しているか
 - ③ 発生の可能性が高いか
 - ④ 金額を合理的に見積もり可能か

Ⅱ 賞与引当金

3 賞与引当金が4つの要件を満たすか（検討）

- ① 将来の特定の事業活動支出にあたるか
 - 次年度以降に賞与支給が見込まれる法人（賞与制度がある法人）は該当
- ② その発生が当該年度以前の事象に起因しているか
 - 令和7年12月～3月の勤務実績が賞与の支給条件であれば該当
- ③ 発生の可能性が高いか
 - ほぼ毎年賞与を支給している法人であれば該当
- ④ 金額を合理的に見積もり可能か
 - 実務上、もっとも難しい論点



文部科学省研修会資料「新しい学校法人会計基準への対応について」
（文部科学省高等教育局私学部参事官付 私学経営支援企画室室長 篠原量紗 R7.12）

Ⅱ 賞与引当金

【要約引用①】

文部科学省研修会資料「新しい学校法人会計基準への対応について」

- 金額を合理的に見積もり可能と判断するに当たっては、法人内の規定、法人と教職員との雇用契約、法人の予算、過去の実績、過去からの慣行その他の要因を複合的に考慮する必要がある
- すなわち、金額を合理的に見積もり可能と判断するに当たっては、以下の場合が考えられる

例1 就業規則、給与規定等に基づいて賞与の支払見積額を積算可能な場合

例2 計算書類の作成時点において、6月賞与の計算が完了済みである場合

例3 賞与の支給額について前年度の支給実績を見積額とするなど、見積額の設定について合理的な方法に基づく場合

Ⅱ 賞与引当金

【要約引用②】

文部科学省研修会資料「新しい学校法人会計基準への対応について」

- 実際の判断に当たって考慮すべき要素は、学校法人の経営・財務状況により多様であることから、当該要件に該当するかどうかは、上記（前スライドの例）を参考に、各学校法人の状況に応じて個別に判断いただきたい
- 決算整理時点において、相当程度予測可能な事情は、賞与引当金の算定時に考慮し、見積額を算定する必要がある一方、予測不可能な突発的事情（例えば年度末時点に在籍している教職員が賞与支給日までに退職し、結果的に賞与支給がない場合）を考慮するまでは求められていない

これらを総合的に判断すると、過去の夏季賞与支給実績を元に令和8年6月支給見込額を利用する方法はリスクが低く、簡便で実務的に向いているのではないか

Ⅲ ケーススタディ

賞与引当金の計上を選択した場合の計算や勘定科目処理

- 採用する勘定科目や科目処理の根拠は「6 高私参第27号 令和7年3月27日 学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」による ※この通知の中に、負債性引当金の定義と計上場所についても記載あり

前 提

- ① 給与規定に賞与を支給する旨の規定がある
- ② 賞与支給日と支給対象期間
 - 夏季賞与・・・支給時期は6月
支給対象期間は12月1日から5月31日まで（6か月間）
 - 冬季賞与・・・支給時期は12月
支給対象期間は6月1日から11月30日まで（6か月間）
- ③ 夏季賞与の支給見込金額・・・180円

Ⅲ ケーススタディ

前 提（続き）

④ 賞与の支給時期と支給金額、支給対象月

事業年度	支給時期	人数	支給額※	対象月
令和6年3月期	令和5年12月	5	200	令和5年 6月～令和5年11月
令和7年3月期	令和6年 6月	5	150	令和5年12月～令和6年 5月
令和7年3月期	令和6年12月	5	200	令和6年 6月～令和6年11月
令和8年3月期	令和7年 6月	5	150	令和6年12月～令和7年 5月
令和8年3月期	令和7年12月	5	220	令和7年 6月～令和7年11月
令和9年3月期	令和8年 6月	5	180(予定)	令和7年12月～令和8年 5月

※支給額には所定福利費の法人負担分の金額を含む

Ⅲ ケーススタディ

具体的な計算及び科目処理

① 令和7年度（令和8年3月期）期末計上の計算と科目処理

令和8年6月に支給見込みの金額・・・180

<賞与引当金計上金額の計算>

$$180 \times 4/6(\text{※1}) = 120$$

※1 支給対象月は6か月、うち令和7年度に属する月数は12月、1月、2月、3月の4か月

令和8年6月に支給する夏季賞与の支給対象月数6か月（12月1日～5月31日まで）のうち令和7年度（令和8年3月期）に属する4か月（12月1日から3月31日）に対応する金額は令和7年度分の人件費として賞与引当金計上することが妥当

Ⅲ ケーススタディ

具体的な計算及び科目処理（続き）

<引当金計上時の科目処理>

●事業活動収支計算書上の仕訳

（借方）教員・職員人件費	（貸方）賞与引当金	120
（大科目人件費）	（流動負債）	

●資金収支計算書上の仕訳・・・資金取引は無いので仕訳なし

<令和8年6月夏季賞与支給時の科目処理>

●事業活動収支計算書上の仕訳

（借方）賞与引当金	（貸方）教員・職員人件費	120
-----------	--------------	-----

●資金収支計算書上の仕訳

（借方）教員・職員人件費支出	（貸方）現金	180
----------------	--------	-----

Ⅲ ケーススタディ

具体的な計算及び科目処理（続き）

② 令和7年度の期首時点で発生している賞与引当金を令和7年度の貸借対照表に計上

令和7年6月に支給した夏季賞与の金額・・・150

<賞与引当金計上金額の計算>

$$150 \times 4/6(\text{※1}) = 100$$

※1 支給対象月数は6か月、うち令和6年度の属する月数は4か月

令和7年6月に支給した夏季賞与の支給対象月数6か月のうち、令和6年度に属する4か月に対応する金額は、当該期間の前期（令和7年3月期）にもし賞与引当金を計上していたならば計上したであろう金額

Ⅲ ケーススタディ

具体的な計算及び科目処理（続き）

<期首の引当金計上時の科目処理>

●事業活動収支計算書上の仕訳

（借方）賞与引当金特別繰入額 （貸方）賞与引当金 100

●資金収支計算書上の仕訳・・・資金取引は無いので仕訳なし

<令和7年6月の賞与支給時の科目処理>

●事業活動収支計算書上の仕訳

（借方）賞与引当金 （貸方）教員・職員人件費 100

●資金収支計算書上の仕訳

（借方）教員・職員人件費支出 （貸方）現金 150

IV 賞与引当金に関するその他の疑問点（問答集）

Q. 1 賞与引当金は必ず計上しなければなりませんか

A. 1

- 負債性引当金計上の4つの要件に該当する場合は計上することが適切です
- 4つの要件とは、この資料ですでに提示した文部科学省の通知に記載があります
 - ① 将来の特定の事業活動支出であること
 - ② その発生が当該事業年度以前の事象に起因するものであること
 - ③ 発生の可能性が高いこと
 - ④ 金額を適切に見積もることが出来ること

IV 賞与引当金に関するその他の疑問点（問答集）

Q. 2 賞与引当金は支給見込額に対応する所定福利費を加えるのですか

A. 2

- はい、加えます
- 賞与として支給する見込額に対応する所定福利費を加えて計上します
- 賞与引当金に加えるか、未払金として別途計上するかは、特に規定していません

IV 賞与引当金に関するその他の疑問点（問答集）

Q. 3 賞与引当金として計上した金額と実際に支給した賞与の金額に違い（誤差？）が出ましたが問題がありますか

A. 3

- 少額であれば特に問題ありません
- また、見込額を計算した際と実際に支給した際の条件などが違っていた場合も特に問題ありません

IV 賞与引当金に関するその他の疑問点（問答集）

Q. 4 賞与引当金を計上しますが、毎年度、必ず計上しなければなりませんか

A. 4

- はい、計上しなければなりません
- 原則として一旦計上を開始したら、その後、毎会計年度計上します
- 賞与の制度を廃止したり、毎年度支払いするとは限らないような事態になった場合は、負債性引当金計上の要件が欠けることになりますので計上はやめることになります

IV 賞与引当金に関するその他の疑問点（問答集）

Q. 5 賞与引当金以外の引当金の計上も必要ですか

A. 5

- 負債性引当金の4つの要件に該当する場合は、計上することが適切です
- 具体的にどのような引当金を計上すべきかは、各学校法人において今後検討してください

IV 賞与引当金に関するその他の疑問点（問答集）

Q. 6 賞与引当金を令和7年度から計上することになります
ますが、学校法人会計基準40条に定める計算
書類の注記事項について教えてください

A. 6

●文部科学省通知の記載例によると、以下のようになります

※重要な会計方針の変更の箇所については記載例に影響額に係る記述を付け加えています

1 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

（1）引当金の計上基準

賞与引当金・・・教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

IV 賞与引当金に関するその他の疑問点（問答集）

A. 6（続き）

2 重要な会計方針の変更等

（１）改正後の学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号）の適用
当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和６年文部科学省令第２８号）に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、
計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

（２）賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。この変更により、従来より人件費が〇〇円多く計上され、教育活動収支差額、経常収支差額、および基本金組入前収支差額がそれぞれ〇〇円少なく計上されている。

IV 賞与引当金に関するその他の疑問点（問答集）

Q. 7 賞与引当金を計上した場合、事業活動収支計算書と資金収支計算書の「教員人件費」と「職員人件費」は一致しなくなることがありますか

A. 7

- 一致しなくなります
- 賞与引当金の繰り入れ及び取崩しの仕訳は資金収支計算書には反映されません
- そのため、事業活動収支計算書と資金収支計算書の人件費に関する部分は一致しなくなります